償却資産の申告期限は 平成31年1月31日㈭です

■償却資産とは

法人または個人で事業をしている方（リース業や賃貸住宅、駐車場の経営なども含む）が、その事業の用に供することができる資産です。（※表）

償却資産には、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

市内に償却資産を所有している方は、毎年1月1日現在で所有している償却資産について、申告することが義務付けられています。個人の方でも、事業を行い、土地・家屋以外の事業用資産を所有している場合は、申告が必要です。

正当な理由なく申告しなかった場合は、地方税法の規定により、過料を科せられます。虚偽の申告をすると、罰金が科せられることもあります。

■申告書について

平成31年1月31日㈭までに資産税課へ提出してください。（作成済みの申告書の提出に限り、各総合支所各戸籍市民係でも受け付けます。）

例年申告をしている方、新規に事業を開始した方等には、11月下旬ごろ申告関係書類を送付しています。

なお、書類が届かない場合は、資産税課までご連絡ください。申告書類は、市ホームページからダウンロードすることができます。また、地方税ポータルシステム（エルタックス）による電子申告も受け付けしています。

廃業、解散等で申告すべき資産がなくなった場合は、その旨を記載の上、申告書の提出をお願いします。

資産の種類	主な償却資産の例示
構築物	看板・広告塔、フェンス、舗装路面、緑化施設、簡易建物（三方の壁のないもの、基礎のない物置等）、受変電設備、独立キャノピー、テナント施工の内装・電気・給排水設備等の造作、自転車置場など
機械・装置	土木・建設機械、製造・加工・修理機械、医療用機械、太陽光発電設備(10kw以上または賃貸住宅用のもの)など
船舶	一般船舶、漁船、モーターボートなど
航空機	飛行機、ヘリコプターなど
車両・運搬具	自動車税の課税対象外のフォークリフトなど（カーナビは取外し可能なものは対象）
工具・器具・備品	事務用品、家具類、ルームエアコン（取り外しが可能なもの）、パソコン、陳列棚、理容・美容器具、工具類、金庫など

また、資産の増減がない場合も必ず申告書を提出してください。

平成30年1月1日以前の資産に移動があり、申告漏れがあれば、併せて申告してください。取得年度に合わせて最大5年分さかのぼり、課税の修正をします。

■減価償却資産の特例は固定資産税には適用されません

平成15年4月1日から国税（法人税・所得税）について「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例制度」が施行されていますが、固定資産税（償却資産）については、この特例制度は適用されず、課税対象となりますので、ご注意ください。

■調査へのご協力をお願いします

市では、国税申告資料と償却資産の申告内容とを照合する台帳調査を行っています。

国税（法人税・所得税）申告書添付書類（減価償却資産内訳・明細書(写)・減価償却費の計算書(写)）等の提出をお願いする場合や、税務署でこれらの書類を確認する場合があります。なお、この調査を基に、現地調査を行う場合もありますので、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ 資産税課家屋係（内線2730）

広告付庁舎地図案内板設置に伴う 広告掲載事業者募集

市では、来庁される方への利便性向上のため、本庁舎1階入口付近に、広告付庁舎地図案内板を設置します。案内板には、各課の業務内容や市内施設情報等、来庁舎の皆さんに役立つ情報を掲載します。（平成31年1月下旬設置予定）

このため、案内板に広告を掲載する事業者を募集します。

広告の規格や、掲載のお申し込み等の詳細は設置事業者に直接お問い合わせください。

◆設置事業者
表示灯株式会社東京支社（東京都港区南青山5の12の22／☎03・3797・4711）

問合せ 管財課管財係（内線2444）

入札参加資格審査に係る申請受け付け

平成31・32年度に市が発注する物品、維持管理業務（土木施設維持管理業務を除く）等の受注を希望する方からの入札参加資格審査に係る申請を受け付けます。詳しくは市ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。

申請期間 平成31年1月18日㈮～31日㈭ 消印有効

申請方法・問合せ 申請書類を郵送で、契約検査課契約係（〒346－8501 所在地記入不要／内線2482）へ

河川等の水質事故防止にご協力ください

河川や水路に油や薬品等が流れ、魚が死んだり、水道水や農業用水の取水に影響を及ぼす水質事故が多く発生しています。

年末の大掃除等の際、いらなくなった塗料や油、薬品等の取り扱いは十分にご注意いただき、決して河川や水路、側溝に流すことのないようにお願いします。

対応に係る費用は、原則事故原因者の負担となります。

水質事故を見つけた場合には、速やかにご連絡ください。

問合せ 県東部環境管理事務所 ☎34・4011／環境課環境保全係（内線377）